#### 自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市(以下「市」という。)内において多くの人が集まる行事・催物等に参加した市民等の救急救命機能の向上及び安全・安心に供するため、市が所有する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの実施主体)

- 第2条 AED の貸出しに関する事務は、岩倉市消防本部・消防署が行う。 (利用者の範囲)
- 第3条 AED の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。
  - (1) 市内各行政区長
  - (2) 市内で多数の者が参加する行事・催物等を主催する団体
  - (3) その他、消防長が必要と認めるもの (利用目的の範囲)
- 第4条 AED の利用目的の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 各種スポーツ及びレクリエーション
  - (2) 研修会及び講習会
  - (3) その他、不特定多数の者が参加する事業等 (利用日数)
- 第5条 利用日数は、1回につき原則として3日以内とする。 (利用の申請等)
- 第6条 AED の貸出しを受けようとするものは、利用しようとする日の属する 月の3月前から利用しようとする日の7日前までに、自動体外式除細動器利 用許可申請書(様式第1)を消防長に提出しなければならない。ただし、消 防長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 消防長は、前項の申請書を受理した場合は、その利用目的等を審査し、自動体外式除細動器利用許可(却下)書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第7条 前条の利用許可を受けたものが利用の取消しをしようとするときは、 自動体外式除細動器利用取消届(様式第3)を消防長に提出しなければなら ない。

(遵守事項)

- 第8条 利用者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 許可を受けた目的等以外に使用しないこと。

- (2) AED の使用は、原則として利用者が行うこと。
- (3) AED の利用に際して、安全等の注意義務を果たすこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。 (損傷等の届出)
- 第9条 利用者は、AED を損傷したときは、直ちに消防長に報告し、その指示に従わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 様式第1 (第6条関係)

#### 自動体外式除細動器利用許可申請書

年 月 日

岩倉市消防長 様

申請者 住 所 団体名 代表者 電 話

次のとおり自動体外式除細動器を利用したいので許可してください。

利用する行事・催物等の名称 実施日 内 容	年	月	日 ( )		
利用期間	年	月	日 ( )	時	分から
	年	月	日()	時	分まで
参加人員					
AED 取扱講習受講の有無	有	無			
備考					

# 様式第2(第6条関係)

### 自動体外式除細動器利用許可(却下)書

第号年月日

様

岩倉市消防長

印

年 月 日付けで申請のありました自動体外式除細動器の利用については、次のとおり許可(却下)します。

#### 1 許 可

利用する行事・催物等の名称実施日	年	月	日	(	)		
内 容							
利用期間	年	月	日	(	)	時	分から
	年	月	日	(	)	時	分まで
参加人員							
AED 取扱講習受講の有無	有	無					
備考							
許可の条件	自動体外式除細動器貸出要綱及び岩倉市消防						
	本部の指	示に従	って	利月	月す	ること。	

#### 2 却 下

却下の理由	

## 様式第3(第7条関係)

### 自動体外式除細動器利用取消届

年 月 日

岩倉市消防長

様

申請者 住 所 団体名 代表者 電 話

年 月 日付けで許可されました自動体外式除細動器の利用について、次のとおり辞退します。

利用を辞退する理由	
備考	

\* 自動体外式除細動器利用許可書を添付